

■「国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の納期限」

「平成29年度国民健康保険税納税通知書」および「平成29年度後期高齢者医療保険料納付通知書」は7月上旬に郵送します。第1期の納期限は7月31日(月)です。納付忘れにご注意ください。国民健康保険課 税2課(内線3717~3722)、長寿いきいき係(内線3712)

	保険料月額				
	定額保険料	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成29年度(H29.4~H30.3)	1万6490円	0円	4120円	8250円	1万2370円
平成28年度(H28.4~H29.3)	1万6260円	0円	4070円	8130円	1万2200円
平成27年度(H27.4~H28.3)	1万5590円	0円	3900円	7800円	1万1690円

▲免除が承認された場合の保険料月額 ※2年1か月前まで申請可能です。

月額1万2370円
受給資格期間 年金の受給に必要な期間(8月から10年に短縮されます)に含まれます。障害年金・遺族年金を請求するときには、納付と同じ扱いになります。
 ただし、一部免除の人は、減額された保険料を納付しないと未納と同じ扱いになります。ご注意ください。
年金受給額 全額免除の人は、全額納めたときの2分の1、一部免除の人もそれぞれ保険料を全額納めたときと比べて減額されて計算されます。
 10年以内に免除された部分の納付があれば、通常どおり計算されます。

●**納付猶予制度**
 対象 学生でない50歳未満の人(平成28年度申請分から対象年齢の上限が30歳から50歳に引き上げられました)
審査基準
 ①本人・配偶者の平成29年度の所得
 ②災害・失業・事業の廃止等の事由
猶予期間 10年
受給資格期間 年金の受給に必要な期間に含まれます。障害年金・遺族年金を請求するときには、納付と同じ扱いになります。
年金受給額 10年以内に保険料の納付がなければ、年金額には反映されません。
 ●**継続免除について**
 原則毎年7月に申請が必要ですが、全額免除と納付猶予の場合、申請時に「継続申請」を希望すれば翌年から自動的に審査が行われ、本人申請手続きが不要になります。(一部例外あり)
■低所得者世帯の軽減措置の拡充
国民健康保険課
 (内線3713~3726)
 国保世帯に属する世帯主、国保加入者および旧国保被保険者の総所得金額等の合計額が一定の基準金額以下の場合、被保険者均等割額と世帯別平等割額が軽減(7・5・2割)

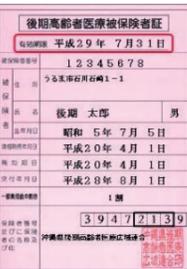
でっかく当たる!
今年のサマージャンボ宝くじは、1等・前後賞合わせて7億円。
 1等:5億円×20本
 前後賞各 1億円×40本
 (各発売総額600億円・20ユニットの場合)

億万長者のチャンスが広がる!
サマージャンポミニも発売。
 1等:1億円×45本
 2等:1千万円×270本
 (各発売総額270億円・9ユニットの場合)

たくさん当たる!
サマージャンポプチが新登場。
 1等:100万円×5,000本
 2等:1万円×50,000本
 (各発売総額150億円・5ユニットの場合)

◆**発売期間**: 7月18日(火)~8月10日(木)
 ◆**抽選日**: 8月20日(日)
 この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
 宝くじは宝くじ売場等に購入してください。
掲載担当:財政課(内線2112)

所窓口での切り替えです。
 ②低所得者Ⅱ→世帯員全員が住民税非課税の人(低所得者Ⅰに該当する人を除く)
 ③申し込み 8月31日(木)まで
 ④申し込み者の本人確認ができるもの(運転免許証等)
長期入院の食事代の軽減
 「区分Ⅱ」の減額認定証をお持ちの人で、長期入院されている人については、入院日数(90日以上)がわかる書類などを持参して申し込みしてください。食事代が軽減されます。
●保険料軽減措置の拡充と均等割額の軽減
 世帯(世帯主及び被保険者)



被保険者証の色(ピンク)は変わりません

●**太陽光発電設備を設置している人へ**
資産税課(内線2264)
 住宅等に設置している太陽光発電設備は、固定資産税(償却資産)の対象となる場合があります。該当する人は、償却資産の申告をお願いします。
***申告が必要な場合**
 ・個人(住宅用)で発電出力が10KW以上
 ・個人(事業用)または法人(発電出力量は問わず)
***申告が必要ない場合**
 ・個人(住宅用)で発電出力が10KW未満
■パスポートの申請
市民課
 (内線3065・3066)
受付時間

軽減割合	平成29年度基準金額
7割	33万円以下
5割	33万円+(国保加入者および旧国保被保険者の合計人数)×27万円以下
2割	33万円+(国保加入者および旧国保被保険者の合計人数)×49万円以下

の所得水準に応じて保険料の均等割額が軽減されます。
 ※9割軽減、8割5分軽減については変更ありません。
所得割額の軽減
 所得割額を負担する人のうち、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の人は、所得割額が2割軽減されます(年金収入のみの場合、153万円超211万円以下の人)。
被扶養者だった人の軽減
 後期高齢者医療制度に加入する前日に職場の健康保険などの被扶養者だった人は、特別措置として、保険料の均等割額が7割軽減されます。
●普通徴収の保険料の納付は7月から!
特別徴収の人
 年金支給の際に、年金から保険料が天引きされます。申し込みにより口座振替に変更することができる場合があります。
普通徴収の人
 「後期高齢者医療保険料納付通知書」で納期内に指定された金融機関で納めます。口座振替で納めることもできますので、最寄りの金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入して申し込みください。

軽減割合	基準所得金額
5割	33万円+(27万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(49万円×被保険者数)以下

●**母子及び父子家庭等医療費助成の現況届**
児童家庭課(内線3612)
 母子及び父子家庭等医療費助成の受給者(児童扶養手当の受給者は除く)は、受給資格確認のため「現況届」が必要です。
 この届出がない場合、8月以降の医療費助成が受けられなくなり、必ず届出を行ってください。
 なお、児童扶養手当受給者の現況届提出は、8月中に行います。
受付期間 7月5日(水)~7月25日(火)午前9時~午後11時・午後1時~午後4時 ※土日祝日を除く
受付場所 児童家庭課窓口
 ※所得申告がまだの人は、現況届を提出する前に所得の申告および確認をお願いします。

●**口座振替登録をしている世帯へ**
国民健康保険課
 (内線3713~3726)
 国保税について今年度から、口座振替登録世帯は、原則不要となるため納付書を同封していません。納付書での納付を希望する世帯や、口座からの引き落としができない(残高不足等)世帯は、お早めに国保課までご連絡ください。
■平成29年度国民年金保険料の一般免除申請の受付を開始します
市民課
 (内線3111~3116)
 平成29年度の保険料は月額1万6490円です。
 納めることが難しいときは、免除申請をしてください。
●保険料免除制度
対象 学生以外の人
審査基準
 ①本人・配偶者・世帯主の平成29年度の所得
 ②災害・失業・事業の廃止等の事由
免除承認後の保険料全額免除: 月額保険料なし
 4分の3免除
 月額4120円
 2分の1免除
 月額8250円
 4分の1免除

社会医療法人 **仁愛会** 浦添総合病院(地域医療支援病院)
浦添市在住の看護職の方へ
 一緒に急性期医療、地域医療に貢献しませんか
問合せ先: 098-874-4306
 〒901-2132 浦添市伊祖4丁目16番1号(伊祖トンネル近く)
 TEL(098)878-0231(代表) http://www.jin-aikai.com

生活と仕事の創造館 **パワーセンター**
メイトマン 浦添本店
 浦添市城間2008番地 TEL.878-2777
 http://www.makeman.co.jp

サンレー 紫雲閣
中央紫雲閣
 〒901-2102 沖縄県浦添市前田2丁目15番1号
 Tel.873-3000
那覇北紫雲閣
 〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅3丁目22番地
 Tel.865-3030
 会館葬、お寺葬、自宅葬、互助会会員、宗派に関わらずご利用いただけます。